高札 の写しを読む

史料 京師 御高札之写(慶応4年2月写之) 八塩家文書心

翻刻】

徳川慶喜天下之形勢察シ不ヲ得止ヲ、 大政

返上、 将軍職辞退相願候処、 断然与被 聞召

既往之罪不ル 被 レ為問処、 列藩之上座ニも

可 キ被 仰付 候処、 豊二 図 ン哉大阪城江引 取

候旨趣素ゟ詐謀ニ而、 去ル三日麾下之輩を

引卒シ 剰 帰国被 仰付候所、 会桑等を

を開候上は、慶喜文学の宮闕・禁闕トテス 慶喜反状明白始終奉欺キ院・禁闕トテ御所ニ云下ヲ奉犯シ勢ヒ、現在彼 現在彼ゟ兵端

朝廷ヲ候段、 大逆無道其 ノ罪ミ不可 ラ 遁、

上は於 朝廷二御宥恕之道も絶果

不得止 事 ヲ御追討被 仰出候、 抑兵端ヲ開

候上は 速ニ賊徒誅戮し万民塗炭之苦ミを

苦ミナリ

被為救度

叡慮 三而、 今般仁和 寺宮追討 将軍二 被 任

候ニ付、是迄偸安怠惰に打過 或は

両 端 を抱き、 或は 賊徒に 随 ひ 居 ŋ 候

ŧ のたり共、 追入 悔悟憤発国家之為メ

尽忠之志有之輩、 寛大之思召ニ而 御採

用可

被為在候様、

此

御時節

至リ不弁

 \sim

大儀 ヲ 賊徒二通謀 シ 或は潜 居被致 (候) ŧ \mathcal{O}

敵 同 様 可 被 所 厳 科 = 候 間 心得違無

之様可 致事

四年戊辰 正 月

読み下し文】

徳川慶喜天下の形勢止むを得ざるを察し、 大政

返上、 将軍職辞退相願 1 ,候処、 断然と聞召され

既往 \mathcal{O} 罪問せられざる処、 列藩 の上座にも

仰付らるべき候処、 <u></u> 豐 んや、 大阪城 \sim 引取 1)

候旨趣素より詐謀にて、 去る三日麾下 \mathcal{O} 輩 を

引卒し、 剰え帰国仰付られ候所、 会桑等を

を開き候上は、慶喜反状明白始終の宮闕・禁闕とて御所に云先鋒として闕下を犯し奉る勢い、 現在彼よ り兵端

朝廷を欺き奉り 候段、 大逆無道その罪遁 る ベ からず、 此

上は朝廷にお 1 て御宥恕 の道も絶え果て

止む事を得ず御追討仰出され候、 抑兵端 を 開 き

候上 は速に賊徒誅戮 ○塗土と同じ土となり炭となるの苦みなし 万民 塗炭の 苦みを

救わせさせられ度

叡慮にて、 今般仁和寺宮追討将軍ニ任ぜら

候に付、 是迄偸安怠惰に 打過ぎ、 或は

両端を抱き、 或は賊徒に 随 い居り候

t \mathcal{O} たり共、 追々 悔悟憤 発 国家の 為

尽忠 の志これある輩、 寛大の思召 にて 御採

用在させらるべ く候様、 此御時節に至 り大儀を弁えず

賊徒に 通謀、 或は潜居致され (候) ŧ \mathcal{O} は

朝敵同 様厳科に 所せらる ベ く候間 心得違

これなき様致すべき事

慶応四年戊辰正 月

[表紙]

慶応 兀 戊辰二月写之

師 高札之写